

鹿児島市船舶局W A N端末のリース契約に係る入札仕様書

1 契約の内容

- (1) 機器のリース（２のとおり）
- (2) 機器の導入（３のとおり）
- (3) 機器の保守（４のとおり）
- (4) リース満了後の機器の撤去・データ消去（５のとおり）

2 機器のリース

- (1) リース開始日
令和７年１０月１日（水）

(2) 対象機器

品名	規格	数量
船舶局W A N端末	ノート型パソコン	４台

(3) 機器仕様

別紙１「機器仕様」のとおり

3 機器の導入

別紙２「導入仕様書」のとおり

4 機器の保守

別紙３「保守仕様書」のとおり

5 リース満了後の機器の撤去・データ消去

リース満了後の機器は返還するものとし、落札業者（以下、受注者という。）において撤去することとする。

また、受注者の責任において、速やかに記憶装置のデータ消去及び物品の撤去（リサイクルや廃棄処理など最終的な処分までをいう。）を実施するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

なお、データ消去の履行期限は、リース期間満了後３０日以内（報告書の提出期限は、作業終了後１０日以内）とし、物品の撤去の履行期限は、リース期間満了後４５日以内（報告書の提出期限は、作業終了後１０日以内）とする。ただし、あらかじめ船舶局総務課（以下、発注者という。）の承諾があった場合は、別に指定した日を期限とする。

- (1) データ消去等の実施にあたっては、情報の漏洩、滅失、き損その他の事故が発生しないよう十分な対策を講じなければならない。
- (2) データ消去については、発注者と協議の上、JEITA(一般社団法人電子情報技術産業協会)のガイドラインに基づき、次のいずれかの方法で行うものとし、全ての情報の復元が不可能な状態となるまで確実な措置を講じなければならない。
 - ① 特殊な装置で電氣的、磁氣的に強磁界をかけてデータを消去する方法
 - ② 物理的に記憶装置を破壊する方法

- (4) 受注者はデータ消去作業終了後速やかに、返還された物品の保管状況やデータ消去の手順・実施体制などを記載した書面、その他作業状況のわかる写真等の書類を添付の上、記憶装置データ消去作業報告書（任意様式）を提出するものとする。
- (5) 受注者は、返還された物品に関して、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、適正な処理を行わなければならない。
- (6) 発注者は、返還された物品の保管状況やデータ消去の処理状況等を調査するため、必要に応じて受注者及び再委託業者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者及び再委託業者は、これに応ずるものとする。
- (7) 受注者の承諾を得た上でリース期間満了後も物品の継続使用を行う場合は、その期間の満了後に、本項の規定によるデータ消去等の措置を講じること。

6 ソフトウェアの所有権

本契約満了後、別紙1「機器仕様」記載のソフトウェアの所有権は鹿児島市に帰属するものとする。

7 入札

(1) 入札価格

リース期間を60月として1月あたりの金額を算定し、1ヵ月分のリース料を見積ることとする。（ただし、消費税額及び地方消費税額は含まないこととする。）

なお、リース料の中には、導入に係る経費、保守に係る経費、リース満了後の機器の回収、公租公課、動産総合保険料などの必要な経費をすべて見込むこととする。

8 入札までに提出する書類

- (1) 提出書類 機器が仕様条件を満たしている旨を記載した機能証明書とカタログ
- (2) 提出期限 令和7年8月20日（水）

9 契約の締結

(1) リース料

入札によって決定したリース料とする。

(2) 契約の締結

発注者と受注者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、リース料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(3) 契約保証金

受注者は、鹿児島市船舶局契約規程第1条の規定に基づき準用する鹿児島市契約規則の免除規定に該当しない場合は、契約保証金を納入しなければならない。

(4) 損害保険への加入

受注者は、物品に関し、リース期間中継続して動産総合保険を締結するものとし、その保険料は受注者が支払うものとする。

(5) 契約責任者の選出

受注者は、落札後速やかに、契約責任者1人を選任し、発注者へ報告する。

(6) 信義誠実なる契約履行義務

受注者は、発注者と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

1 0 機器の受け渡し

(1) スケジュール

受注者は、機器の納品スケジュールを、契約締結後 1 5 日以内に発注者へ提出すること。

(2) 初期設定

受注者は、発注者の指示する方法による各種設定の確認、調整を行うこと。

(3) 機器の受け渡し

受注者は、前項の作業完了後、機器を発注者に引き渡さなければならない。

(4) 受け渡し期限

令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) 午後 5 時 1 5 分まで

1 1 リース料の支払い

(1) 受注者は、発注者に対し当該月のリース料の請求を翌月に行うものとする。

(2) 発注者は、適法な請求書を受領した日から 3 0 日以内に受注者に支払うものとする。

1 2 所有権の表示

受注者は、機器等に受注者の所有に属する旨のラベルを貼付すること。また、ラベルは発注者が指定する様式を使用すること。

1 3 秘密情報等の取扱い

受注者は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記 1 「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 4 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、発注者の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる債権その他の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

1 5 一般的損害等

(1) この契約の履行に際し、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を生じさせた場合は、受注者の責任と費用において解決するものとする。

(2) 前項の場合において、発注者が第三者に生じた損害を賠償するなど発注者に損害が生じた場合は、受注者は発注者に対しこれを賠償するものとする。

1 6 履行遅滞の場合における遅延賠償金

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により、使用開始日までに物品を借り受けることができない場合において、受注者の履行を認めるときは、当該使用開始日の翌日から納入を完了し

た日までの日数に応じ、リース料に対して当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- (2) 前項により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- (4) 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。

17 契約不適合担保責任

- (1) 発注者は、受注者の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - ① 履行の追完が不能であるとき。
 - ② 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ④ 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

18 転貸の禁止

発注者は、物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ受注者の承諾があったときは、この限りでない。

19 公租公課

物品に係る公租公課は、受注者が負担する。

20 発注者の催告による解除権

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
 - ① 正当な理由がなく、契約の着手すべき期日を経過しても履行に着手しないとき。
 - ② 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は

検査の実施に当たり発注者の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

- ③ 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- ④ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 1 発注者の催告によらない解除権

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 1 4 の規定に違反したとき。
- ② 債務の全部の履行が不能であるとき。
- ③ 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- ④ 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- ⑤ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- ⑦ 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- ⑧ 受注者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することが判明したとき。
- ⑨ 2 3 又は 2 4 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- ⑩ 受注者が、鹿児島市船舶局物品購入等入札参加資格審査要綱（平成 1 6 年 1 1 月 1 日制定）に基づく入札参加資格を喪失したとき。
- ⑪ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- ⑫ 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- ケ 受注者が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- コ 受注者が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
- サ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
- シ 受注者が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。
- ス 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2.2 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

20各号又は21各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、20又は21の規定による契約の解除をすることができない。

2.3 発注者の損害賠償請求等

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- ① 履行期限までに業務の履行を完了することができないとき。
- ② 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
- ③ 27又は28の規定により、業務履行の完了後にこの契約が解除されたとき。
- ④ 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合においては、複写単価に契約期間複写予定枚数を乗

じた額（以下「契約期間複写料金相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者は、受注者に請求することができる。

- ① 27又は28の規定により業務履行の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - ② 業務履行の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (3) 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項②に該当する場合とみなす。
- ① 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - ② 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - ③ 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- (4) (2)の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- (5) (1)①の場合において、受注者の履行を認めるときは、発注者は当該履行期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、契約期間複写料金相当額に当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額（計算した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- (6) 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (7) 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- (8) 延滞日数の計算については、検査その他発注者の都合によって経過した日数はこれを算入しない。
- (9) (2)の場合（21(1)⑪及び⑫の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

24 談合その他不正行為による損害賠償の請求

- (1) 受注者が21(1)⑫クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金額として、契約期間複写料金相当額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務の履行が完了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- ① 21(1)⑫クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合
 - ② 21(1)⑫スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合

③ その他発注者が特に認めた場合

- (2) 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- (3) 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する契約期間複写料金相当額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- (4) 受注者が(1)の損害賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約期間複写料金相当額に当該契約（変更契約を除く。）の締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

2 5 予算の減額又は削除に伴う契約の解除等

- (1) 本契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更又は解除することができる。
- (2) 発注者は、(1)により、本契約を変更又は解除をしようとするときは、当該年度開始前の2月前までに、受注者に通知しなければならない。
- (3) (1)により本契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責を負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 6 協議解除

- (1) 発注者は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由など必要があるときは、受注者と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。
- (2) 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

2 7 受注者の催告による解除権

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 8 受注者の催告によらない解除権

- (1) 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 26(1)の規定により発注者が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の日までの複写料金総額が当初の3分の1以上減少したとき。
- ② 26(1)の規定により、発注者が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。
- ③ 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

29 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

27各号又は28各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、27又は28の規定による契約の解除をすることができない。

30 受注者の損害賠償請求等

- (1) 受注者は、27又は28の規定によりこの契約を解除したとき、これによって生じた損害の賠償を発注者に対して請求することができる。
- (2) 前項の賠償額は、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

31 疑義の解決

この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じた事項又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、関係法令、鹿児島市船舶局契約規程（平成17年規程第2号）及び鹿児島市船舶局会計規程（平成19年規程第14号）によるほか、発注者と受注者との間で協議の上定めるものとする。

秘密情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、発注者の所有する秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、秘密情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、業務上、技術上、財産上、その他性質の如何に拘わらず有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報であって、受注者が明確な資料によってこのことを証明できる情報は、秘密情報から除外する。

- (1) 受注者が受領したとき、すでに受注者が正当に保持していた情報
- (2) 受注者が受領したとき、すでに公知であった情報
- (3) 受注者が受領した後、発注者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
- (4) 受注者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わず入手した情報
- (5) 受注者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 発注者が書面によって事前に承諾した情報

(個人情報)

第3条 個人情報とは、発注者が受注者に対して提供する情報及びこの契約による業務に関して受注者が知ることになった発注者に関連する情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当するものをいう。

(秘密情報等の権利の帰属)

第4条 受注者は、秘密情報等に関する有形・無形の権利はすべて発注者に帰属するものであることを了承し、秘密情報等について自らの権利を主張しない。

- 2 受注者は、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物（秘密情報等が複写された有体物を含む。）は、発注者の書面による事前の承諾がある場合を除き、すべて発注者の専有財産となることを了承し、当該有体物自体について自らの権利を主張しない。ただし、秘密情報等が、受注者所有の記録媒体等の有体物に、この契約に違反することなく一時的に保存されたことが明らかな場合であって、当該秘密情報等が一時的な保存の目的に従ってすべて消去された場合の当該有体物自体についての権利はこの限りでない。

(秘密情報等の取扱責任者)

第5条 受注者は、発注者から提供された資料等の使用及び保管にあたっては、取扱責任者を定め秘密情報等の保護が図られるよう細心の注意を払わなければならない。

(秘密保持及び事故防止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他秘密情報等の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た秘密情報等の漏洩、滅失又はき損の防止その他の秘密情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有の制限等)

第7条 受注者は、この契約による業務を行うために秘密情報等を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により保有しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために特定の個人から直接書面により記録された当該本人の秘密情報等を取得するときは、あらかじめ、当該本人に対し、その業務の目的を明示しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を契約の目的以外の目的に使用してはならない。

(第三者への閲覧又は提供の禁止)

第9条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときを除き、秘密情報等が記録された資料等を第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止又は制限)

第10条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者がやむを得ない事情があると判断し発注者が許可した範囲内においてはこの限りでない。

(外部持出しの禁止)

第11条 受注者は、秘密情報等が記録された資料等を発注者の許可なしに発注者が指定した場所から持ち出してはならない。

(返還又は廃棄等の義務)

第12条 受注者は、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、発注者の指示に従い、秘密情報等が記載ないし記録された書面、図表、記述、報告、記録媒体等の有体物の一切を直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、返還が困難なものについては、発注者の指示に従い処分し、その結果を発注者に報告しなければならない。

(1) 時期ないし理由の如何に拘らず発注者の要請があったとき。

(2) この契約による業務の履行が完了し、あるいは履行不能となったとき。

(3) 解除、解約、その他理由の如何に拘わらず、この契約による業務についての契約が終了したとき。

(4) その他発注者が秘密情報等を保持する必要がなくなったとき。

2 受注者は、前項によって返還あるいは消去された秘密情報等を、いかなる方法においても、復元ないし再生してはならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務の全部又は一部を

第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該再委託先の行為について自己の行為と同様の責任を負うものとする。

3 受注者は、第1項の規定により秘密情報等を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に対し、この契約に規定する秘密情報等の保護に関する事項を遵守させるよう措置しなければならない。

(秘密情報等の管理)

第14条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって発注者の秘密情報等を管理し、秘密情報等を保護するために、受注者自身の同様の情報等に関して採用している一切の予防措置をはじめ、秘密情報等の受領、利用、保管、返還、消去、廃棄、その他のすべての段階において、秘密情報等の漏洩が生じないように必要かつ適切な、あらゆる合理的な予防措置を実施しなければならない。

(立入調査)

第15条 発注者は、業務の処理状況を調査するため必要があるときは、受注者の事務所に立ち入ることができるものとし、受注者は、これに応ずるものとする。

(報告義務)

第16条 受注者は、秘密情報等を取り扱う業務の処理状況について、発注者に対し報告しなければならない。

2 受注者は、秘密情報等が記録された資料等に漏洩、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に通知し、必要な措置を講ずるとともに遅滞なくその状況を書面により発注者に報告しなければならない。

(指示)

第17条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている秘密情報等について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(法令等による開示)

第18条 受注者は、法令、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により、法的拘束力を有する開示請求が行われた場合、この契約の他の規定にかかわらず、当該秘密情報等を当該機関に対して開示することを妨げられない。ただし、受注者は、発注者がその判断によりこれを争う機会を得られるよう、直ちにその要請、要求又は命令について、発注者に通知するものとする。

(事故時の責任)

第19条 受注者の管理下にある秘密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、すべて受注者が負担する。

2 前項の場合、受注者は、直ちに当該事故の詳細について発注者に状況を報告し、損害の発生・拡大の防止、証拠の保全、事実の調査、その他当該事故に対処するためのあらゆる合理的な措置をとるものとする。この場合において、受注者は、発注者からの指示がある場合には、当該指示に従った措置をとることとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、第三者に損害が生じ、あるいは第三者からの苦情が生じた場合には、受注者の責任及び負担において、損害の賠償及び適切な苦情への対処を行うものとし、発注者には一切の損害を及ぼさないものとする。

2 受注者は、本特記事項の違反、事故、その他受注者の責めに帰すべき事由によって、発注者に損害を及ぼした場合には、発注者に対し、その損害一切を賠償するものとする。

(契約解除)

第21条 発注者は、受注者が本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約を解除することができる。

機器仕様

数量：4台

仕様項目	仕様内訳
端末機器仕様【参考機種：FMVAOF051P】	
(1) 形状	①ビジネスモデル、ノート型
(2) ディスプレイ	①15 インチ以上、TFT カラー液晶
(3) CPU	①Core5 120U 以上以上
(4) メインメモリ	①8GB 以上 ②増設用空スロット×1 以上
(5) グラフィック表示	①HD1, 366×768 ドット (1, 677 万色) 以上
(6) 補助記憶装置	①SSD 容量 256GB 以上内蔵
(7) DVD-ROM 装置	①DVD スーパーマルチドライブを本体に内蔵していること。
(8) LAN	①1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-t×1 ②Wake ON LAN 対応 ③Wi-Fi6E 対応 IEEE802.11a/b/g/n/sc/ax 準拠 MU-MIMO 対応
(9) キーボード	①JIS 標準配列準拠 ②日本語表記
(10) マウス	①USB スクロールマウス (光学式) ②マウスパッド付属
(11) インターフェイス	①Type-A:USB3.2×3 Type-C:USB3.2×1 ②USB×1、アナログ RGB ミニ D-sub15 ピン×1 以上 (VGA 変換アダプタ添付でも可) ③HDMI ポート×1 以上
(12) 音源/サウンド	①モノラル又はステレオスピーカー内蔵
(13) 環境配慮事項	①グリーン購入法への対応 ②国際エネルギースタープログラムへの対応 ③エコマークへの対応
ソフトウェア仕様	
(1) OS	Windows11 64bit Pro (バージョン 1809 以上)
(2) PDF 作成ソフト	①ソースネクスト いきなり PDF COMPLETE Edition
(3) ディスクイメージ作成ソフト	※イメージ作成及び復元が回数無制限で利用可能なライセンスとすること
(4) CD-ROM 等	①OS 及び PDF ソフトのインストール用ディスク一式 ②初期設定済のイメージディスク一式

導入仕様書

1 機器の導入

(1) ハードウェアの選定

導入時点で、動作保証のとれた最新機種（中古機器は除く）を選定すること。

(2) ソフトウェアの導入

発注者指定のソフトウェアのうち、導入時点で動作保証の取れた最新バージョンを導入すること。

(3) 機器の初期設定

- ① windows の初期設定（windows ファイアウォールの解除、デスクトップ設定、省電力モード等）
 - ② ブラウザの初期設定（デフォルトホームページの設定、タブブラウズ機能の無効化、セキュリティの設定等）
 - ③ ファイル拡張子の表示設定
 - ④ USB 等自動再生の無効化
 - ⑤ ゲームソフトの削除
 - ⑥ ネットワーク運用ソフトのインストール
 - ⑦ ネットワークの設定（IP アドレス、ゲートウェイ等）
 - ⑧ プリンタアドレスの設定
 - ⑨ Microsoft 365、Windows Server 2022-1 DeviceCAL、Windows Remote Desktop Server CAL 2022、Trend Micro Reliable Security License Client/Server Suite Premium のインストール（ライセンスは、鹿児島市が所有しているものを使用する。）
 - ⑩ AD ドメインへ参加するための設定（ドメイン名の設定等）
 - ⑪ アドビリーダー及びいきなり PDF のインストール
 - ⑫ 端末 ID、リース期間、所管課、用途、保守業者名、故障時の連絡先が記載された管理ラベルの貼付
 - ⑬ その他必要な設定
- ※⑥～⑩については、船舶局のネットワーク環境下で行うこと。また、設定の詳細については、事前に船舶局総務課と協議すること。なお、船舶局のネットワークは直接インターネットには接続していない。

(4) 納品

①供用開始日時

令和7年10月1日（水）午前8時30分

②納品場所

鹿児島市船舶局 桜島フェリーターミナル 2階事務室

(5) その他

端末 ID を記した機器ごとの MAC アドレス一覧表を提出すること。

保守仕様書

機器の保守について以下のとおり行うこと。

1 機器が故障した場合の対応

(1) 障害の切り分け

契約期間中、受注者は、発注者から機器が故障した旨の連絡を受けたときは、ハードウェア障害とソフトウェア障害の切り分けを行い、ソフトウェア障害については、発注者へ依頼させることとし、ハードウェア障害については、直ちに修理担当者を派遣し、現地で復旧作業を行うこと。復旧作業において、インターネット接続が必要な場合は、船舶局WANは直接インターネットにつながっていないことから、受注者の事務所又は営業所など適切な場所にて作業を行うこと。

なお、ハードディスクの交換で、不要となったハードディスクに保存されているデータは、漏洩しないよう受注者の責任においてデータの消去又はハードディスクの物理的に破壊すること。

(2) 報告書の提出

作業終了後、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を発注者へ提出すること。

(3) ハードウェアの障害

正常な使用を行っているにもかかわらず発生したハードウェア障害については、以下の①～⑧の場合を除き、保守依頼日から原則として翌営業日以内に復旧させることとし、復旧できない場合は、必要に応じてリース機器と同一機種又は同等以上の性能を有する代替機を必要期間貸与すること。

ただし、リース機器と異なる機種を代替機とする場合は、事前に発注者と協議すること。

なお、保守及び代替機の貸与に必要なすべての経費（部品代、技術料、出張料及び送料等）はリース料に含むものとする。

- ① 天災、火災その他不測の事故による障害
- ② 使用者の過失（水濡れ、落下、破壊行為等）に起因した障害
- ③ 受注者に許可なく加工、改造を行ったことに起因した障害
- ④ コンピューターウイルスの感染に起因した障害
- ⑤ ハードウェア障害に伴うデータの破損
- ⑥ 機能に影響のない汚れ、キズ
- ⑦ 初期不良を除く消耗品（マウス、バッテリー）の故障
- ⑧ リース機器以外の周辺機器の接続、ソフトウェアの導入に起因した障害

(4) ソフトウェアの障害

契約期間中に発生した障害のうち、OSやソフトウェアの再インストールで復旧する障害については、その作業は発注者が行うこととする。

ただし、ハードディスク破損等で(3)に該当する障害について、再インストールが必要な場合は、受注者が導入初期状態まで復旧すること。

(5) 保守対象外の修理

利用者の瑕疵によるハードウェアの障害・破損については、発注者（利用者）より修理に関する見積依頼を行うことから、受注者において状況の確認、見積書の発行を行うこと。また、修理依頼を行った際は、作業終了後、修理箇所、作業内容等を記載した報告書を発注者に提出すること。